

■米沢市「米沢品質向上運動」登録規定

(目的)

第1条 米沢ブランド戦略事業において、米沢の全体ブランド「挑戦と創造のあかし米沢品質」(以下「米沢品質」という)を持続的に向上しようとする施策「米沢品質向上運動」について、この運動に賛同する企業・団体等(以下「運動体」という)への参加を促し、運動体自らが実施する製品やサービス等の品質向上や新たな価値の創造に向けた取り組みを、米沢品質全体の向上に繋げていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 製品やサービス等 原則として市内で生産、製造された製品、提供されるサービス、実施する活動や運動。ただし、以下のものは除く。

①公序良俗に反するまたは反するおそれのあるもの

②特定の政治、思想、宗教の活動の支援に繋がるまたは繋がるおそれのあるもの

(2) 運動体 前号の製品やサービス等を提供している、原則として市内に住所または事業所を有する個人、法人または団体。

(登録基準)

第3条 登録基準は以下のとおりとする。

(1) ブランドコンセプト、ブランドスローガン、ステートメント(別紙1)の考え方に沿った取り組みがなされていること

(2) 製品やサービス等のブランド力向上の取り組みがなされている

(3) 米沢品質の向上に寄与すること

(4) ブランドもしくは品質向上責任者が明確である

(5) 市税を滞納していないこと

(登録申請)

第4条 登録を申請しようとする運動体(以下「申請者」という)は別に定める事項(別紙2)を記載し市に提出し申請を行うものとする。

(登録認定)

第5条 市は、申請があった場合「米沢ブランド戦略会議」で、第3条登録基準により審査を行う。登録認定を行う場合には登録書を申請者に対して通知するものとする。

(登録の効果)

第6条 登録認定を受けた運動体は、自らについて、「TEMA NEXT YONEZAWA」の名称を用いることができるとともに、別紙3のロゴマークの使用を認める。ただしロゴマークの使用に関しては同じく別紙3に示す使用規定によるものとする。

2 市は、当該運動体の登録内容を専用ホームページに掲載する。

3 市は、ブランド戦略事業を中心に当該運動体の育成、支援を図る。

(名称使用の中止)

第7条 市は、以下の場合、名称の使用を中止する旨を命ずることができる。

(1) 登録していない運動体は、前条第1項に示す「TEMA NEXT YONEZAWA」の名称若しくは

ロゴマークを用いている場合。

(2) 登録した運動体が前条第1項の別紙3に示す使用基準を守らない場合。

(登録の取り消し)

第8条 市は、登録した運動体が、登録を行った後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該登録を取り消すものとする。

(1) 登録申請に虚偽の内容があった場合

(2) 第2条第1号①から②に該当した場合

(3) 第2条第2号に該当した場合

(4) その他、米沢ブランド戦略事業の取組に支障をきたす又は支障をきたすおそれのある行為を行った場合

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、米沢品質向上運動登録の運営に必要な事項は市が別に定める。

附則

この規定は、平成30年11月2日から施行する。

○ブランドコンセプト

鷹山公のDNA 『挑戦と創造』の力で、次の米沢をつくる。

○コンセプト説明文

少子化と高齢化の進展や、先進技術のかつてない急速な進化にともない、生活から産業まですべての面で、日本はいま次の時代への大きな変化を求められています。そして私たちの米沢もまた、「都市集中→地方人口減少→地域経済の縮小」という課題を克服し、10年後も人がイキイキと輝く活気ある米沢にしていくために、いま大きく変わるべき時を迎えています。地方が自ら、地方ごとの長所と特色を生かして未来を切り拓くことをめざす、国の「地方創生」。では、米沢の未来を考えると、その核となれる「米沢らしさ」とは何でしょうか？その問いへの答えとして多くの米沢市民が選んだのが、鷹山公以来の長い時間の中で米沢の人々に根付いている、「なせば成る」の精神と文化でした。

約250年前に、それまでの前例にとらわれない新しい発想からの行政改革やインフラ事業、明日の豊かさを創り出す新しい産業の導入や、それらに必要な人材の育成に全力に取り組んだ鷹山公。その「挑戦と創造」が、いまこそ再び米沢に必要なことを多くの市民が感じたのではないのでしょうか。貧しかった米沢の人々の暮らしを豊かに変え、J.F.ケネディ大統領に「日本で最も尊敬する政治家」と評価された「挑戦と創造」の精神は、その後も今日まで米沢の人々の血となり肉となり、脈々と受け継がれているのです。歴史のなかで米沢が、米沢織や米沢牛をはじめとする数々の特産品を生み、また人造絹糸（レーヨン）やノートPC、最近では有機ELといった新技術の発祥の地になってきたことも、もちろん偶然ではありません。

かつて鷹山公が取り組んだように、いま米沢は10年後のさらに豊かで活気ある次の米沢のために、市と市民が結束し、時代の変化を見すえた「挑戦と創造」の一步をふみ出します。厳しくも、豊穡な恵みと豊かな四季の楽しみをもたらしてくれる、かけがえのない自然は変わらず大切にしながら、何よりも品質にこだわってきた米沢人伝統の知恵と、熱意と、技術をさらに高めて結集。同時に次の挑戦と創造を支える次世代人材の育成にもますます力を注ぎながら、米沢で生まれる産品やモノすべてに、かつてない高品質をめざします。米沢を訪れてくださる方々に、まだ未体験の感動をお届けしていきます。数々の新技術を生んできた伝統を明日につないで、次の新技術誕生の地をめざします。そして、子ども・若者から高齢者まですべての市民や転入者がイキイキと暮らせる、ひとつ上の住みやすさを実現します。市民が誇りと自信をもって選んだ、米沢ならではの「挑戦と創造」のDNAの力で、米沢にしかできない品質と人材の力で、米沢はこれからもっともっと、日本の他のどこにもない新しい価値と、魅力と、活気にあふれる町になっていきます。

○ブランドスローガン

挑戦と創造のあかし米沢品質

○ブランドステートメント

米沢に脈々と受け継がれる「なせばなる」、
それは尽きることない挑戦と創造のエネルギー。
常にその先を切り拓く精神と自らの行動でつくりだす
人の心を動かし、明日を輝かせる価値を、
私たちは「米沢品質」と呼ぶ。

登録申請時記載事項

- (1) 申請者
- (2) 運動体名
- (3) 所在地
- (4) 代表者名
- (5) ブランド/品質向上責任者
- (6) 連絡先電話番号
- (7) メールアドレス
- (8) 産品やサービス等の内容
- (9) 挑戦していること・これから挑戦したいこと
- (10) 創造していること・これから創造したいこと
- (11) 米沢品質向上への貢献
- (12) 情報発信の手段

ロゴマーク



**TEAM NEXT
YONEZAWA**

ロゴマーク使用規定

このロゴマークは「米沢品質向上運動に参加する個人、企業、団体であることの証し」であり、参加者の名刺や各自が制作するポスター、印刷物、ウェブなどに使用することができる。

ロゴマークの使用にあたっては、別に規定するデザインマニュアルを守って使用する。

ただし、次の各号のいずれかに該当するロゴマークの利用を認めない。

- (1) 参加者が関係する商品・サービスそのもの、商品パッケージ、商品広告・販促活動などに使用する場合
- (2) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 米沢市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 米沢ブランド及び米沢ブランド等のイメージを損なうと認められる場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると市長が認める場合はこの限りではない。
- (7) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用される場合。ただし、特に市のPR、産業振興に資すると市長が認める場合はこの限りではない。
- (9) その他、市長が不適切と認める場合